

○日光市教育委員会傍聴人規則

平成18年3月20日

教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、日光市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(受付簿への記入)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、受付において自己の氏名及び住所を傍聴人受付簿に記入して入場しなければならない。

(傍聴の禁止)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 写真機、録音機、撮影機その他これらに類するものを携帯している者（教育長の許可を受けた者を除く。）
- (3) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (4) 前3号のほか、教育長が傍聴を不相当と認める者

(禁止行為)

第4条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子、コートその他これらに類するものを着用すること。
- (6) 前各号のほか、会議の妨害となるような言動を行うこと。

(傍聴人の退場)

第5条 教育長は、傍聴人がこの規則に違反すると認めたときその他必要があると認めたときは、当該傍聴人に退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により教育長から退場を命じられたとき又は会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(議場への立入りの禁止)

第6条 傍聴人は、いかなる理由があっても議場に入ることはできない。

(傍聴人の制限)

第7条 教育長は、議場整理のため必要と認めるときは、傍聴人の人員を制限することができる。

(教育長の指示)

第8条 この規則に定めるもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日教委規則第2号の2）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。